

## 届出製造・修理・販売事業の変更届出に必要な書類等

### (その2：地位の承継関係)

平成30年3月

宮城県計量検定所

#### 1 製造、修理又は販売事業の全部を譲り受け事業者の地位を承継した場合

(1) 「届出書記載事項変更届」(計量法施行規則(以下「規則」という。))「様式第3」)

→必要部数=製造事業：正本1通、副本2通(以下同じ。)

=修理事業及び販売事業：正本1通、副本1通(以下同じ。)

(2) 「事業譲渡証明書」(規則「様式第4」)※「別紙：記載例」参照

→必要部数=製造事業：2通、修理事業及び販売事業：1通

(3) 「履歴事項全部証明書」の原本(法人の場合。3ヶ月以内のもの。以下同じ。)又は「住民票」の原本(個人の場合。3ヶ月以内のもの。以下同じ。)→必要部数=1通

#### 2 事業者の地位を2人以上の相続人で承継した場合

(1) 「届出書記載事項変更届」(規則「様式第3」)

(2) 「事業承継同意証明書」(規則「様式第5」)※「別紙：記載例」参照

→必要部数=製造事業：2通、修理事業及び販売事業：1通

(3) 「戸籍謄本」の原本(相続人の代表者1人のもので、3ヶ月以内のもの。以下同じ。)

→必要部数=1通

#### 3 事業者の地位を1人の相続人が承継した場合

(1) 「届出書記載事項変更届」(規則「様式第3」)

(2) 「相続証明書」(規則「様式第6」)※「別紙：記載例」参照

→必要部数=製造事業：2通、修理事業及び販売事業：1通

(3) 「相続人の戸籍謄本」の原本→必要部数=製造事業：2通、修理事業及び販売事業：1通

#### 4 他社を吸収合併して法人が存続した場合

(1) 「届出書記載事項変更届」(規則「様式第3」)

(2) 「合併後の履歴事項全部証明書」の原本→必要部数=1通

#### 5 合併して新たな法人を設立した場合

(1) 「届出書記載事項変更届」(規則「様式第3」)

(2) 「合併後の履歴事項全部証明書」の原本→必要部数=1通

#### 6 分割によって製造、修理又は販売事業者の地位を承継した法人の場合

(1) 「届出書記載事項変更届」(規則「様式第3」)

(2) 「事業承継証明書」(規則「様式第6の2」)※「別紙：記載例」参照

→必要部数=製造事業：2通、修理事業及び販売事業：1通

(4) 「履歴事項全部証明書」の原本→必要部数=1通

※ なお、届出者の住所を記載した「返信用封筒」及び「所要額の郵便切手」も提出(同封)して下さい。  
これは、届出者に副本1通を返戻する際に使用するものです。